



□■□ 事故防止メルマガ「Think」／Vol. 244

■□■ 【発行】シンク出版株式会社 <http://www.think-sp.com/>

---

// INDEX //

- 1・2021年11月前半の安全管理ごよみ
- 2・安全管理法律相談～自転車との左折事故の過失割合に納得がいきません
- 3・交通事故の裁判事例～社有車譲渡の名義変更前の事故で使用者責任を認定
- 4・今日の朝礼話題～ナンバーのないフォークリフトは公道を走れない
- 5・【好評発売中】手帳「2022トラック運行管理者手帳」
- 6・【好評発売中】手帳「2022バス運行管理者手帳」
- 7・【好評発売中】単行本「『心のまなび』から考える交通安全教育」

// //

-----  
★11月前半の安全管理ごよみ  
-----

◆1日（月）～30日（火）

- 過労死等防止啓発月間（過重労働解消キャンペーン・厚生労働省）
- エコドライブ推進月間（エコドライブ普及連絡会）
- フォークリフト等の特定自主検査強調月間（建設荷役車両安全技術協会）

◆1日（月）～14日（日）

- 「危険物の荷卸し時における相互立会いの推進」全国キャンペーン  
（公益社団法人全日本トラック協会、石油連盟、全国石油商業組合連合会）

◆2日（火）

- 研究討論会「高齢者の認知機能低下と自動車運転の諸問題」  
（一般社団法人交通科学研究会）

◆3日（水）

- 文化の日

◆10日（水）

- いい点灯の日（おもいやりライト運動事務局）

◆11日（木）

- 第57回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会

◆ 13日(土)

— 関西大学社会安全学部公開講座(第33回)

「ここまでの！自動車衝突から命を守るための技術と仕組み」

※詳しくはシンク出版のWEBサイト「今月の運転管理」で紹介しています。

【今月の運転管理↓】

<https://www.think-sp.com/2021/10/11/nov-2021-kongetsu-untenganri/>

---

■ 安全管理法律相談

---

こちらのコーナーでは、WILL法律事務所の清水伸賢弁護士が安全管理上、知っておかなければならない法律知識の解説や、交通事故の裁判例の紹介を交えながら、運転管理の疑問、質問に答えます。

第96回「自転車との左折事故の過失割合に納得がいきません」

【質問】

先日、弊社の営業車が交差点を左折しようとしたところ、前方の横断歩道から自転車が走行してきて衝突する事故がありました。歩行者用の信号は既に赤であり、弊社の営業車の過失はほぼ無いと思われませんが、〇〇地裁の判決は弊社の営業車に45%の過失を認めるものでした。

この判決に納得がいけないのですが、控訴するとまた時間も費用もかかります。控訴以外に法的手続きを取る方法がありますか？

【回答】

青信号自転車と普通自動車との事故では、普通自動車の方が過失割合が高くなります。

交差点で普通自動車が左折する際に、歩行者用信号が赤信号で自転車が横断歩道を横断してきて事故が生じた場合、基本となる過失割合は、自転車60%、普通自動車40%とされます。…

【続きを読む↓】

<https://www.think-sp.com/2021/10/01/houritsu-96-jyouso/>

---

## ■交通事故の裁判事例

---

今回は、会社所有車を譲ってもらい、名義変更に必要な書類を自宅に取りに戻った際に起こした事故で、会社の使用者責任が争われた事例を紹介します。

『会社の事業執行について行われたとして使用者責任を認定』

### 【事故の状況】

平成28年7月22日午前11時20分ごろ、Aは普通乗用車を運転して神奈川県平塚市のT字路交差点を右折していたところ、ダッシュボード上の携帯電話が落ちそうになって気をとられたため、ハンドル操作を誤って道路端のB宅のガレージシャッター付近に衝突し、大破させました。

Bは、Aが運転していた普通乗用車は勤務している会社の社有車であり、Aに譲渡していたが事故当時は名義変更はなされておらず、事故は所有者名義の変更に必要な書類を自宅に取りに戻った際に起きたものであり、会社の使用者責任は免れないと主張しました。

これに対してAの会社は、事故の1か月ほど前にAに普通乗用車を譲渡していたが、事故当日はAが名義変更に必要な書類を自宅に忘れたため、休憩時間を利用して取りに戻った際の事故であり、会社の事業執行中の事故ではなく、会社は使用者責任を負わないと主張しました。

### 【裁判所の判断】

「事業の執行にあたるか否かは、被用者の職務執行行為そのものには属しないが、その行為の外形から観察して、あたかも被用者の職務の範囲内の行為に属するとみられる場合をも包含するものと解される。自動車事故においては、運転者が会社所有の自動車を私用のために運転していたとしても、客観的にみてそれが使用者の支配領域内の事柄であると認められる場合には、使用者に責任を負わせるのが相当であると解される」

「本件事故は、Aが業務時間中に会社代表の妻から所有者名義変更のための必要書類一式を自宅に取りに戻るよう指示を受け、会社所有の普通乗用車を運転して自宅に戻り、再度自宅から会社に向かう途中で発生したものであるため、Aの運転行為は客観的に見て会社の支配領域内の事柄であると認められるから、会社の事業の執行について行われたものと認められる」

とし、会社の使用者責任を認めました。

(東京地裁 平成31年2月27日判決)

---

## ■今日の朝礼話題

---

『ナンバーのないフォークリフトは公道を走れない』

さる10月12日午後8時25分ごろ、神奈川県相模原市の公道でフォークリフトがトラックに接触したまま当て逃げして走り去り、警察の捜査で運転していた男(51歳)が酒気を帯びて運転していたため逃走したことが判明して、逮捕されました。…

【続きを読む↓】

<https://www.think-sp.com/2021/10/18/tw-froklift-driving-on-public-roads/>

シンク出版WEBサイトでは、朝礼時や会報作成時に参考にしていただける

「今日の朝礼話題」を毎日(弊社営業日)更新しています。

(情報のご利用につきましては、以下「当サイトのご利用について」をご確認ください↓)

<http://www.think-sp.com/about/>

---

■【好評発売中】手帳「2022トラック運行管理者手帳」(カバー・濃紺)  
手帳「2022バス運行管理者手帳」(同・ワインレッド)

---

※仕様 A6判/222ページ/表紙ビニールレザー/本色2色刷

※価格 各1,320円(税込・送料実費)

今年も「2022トラック運行管理者手帳」「2022バス運行管理者手帳」の販売を開始しております。

両手帳とも、運行管理者として知っておきたい最新の法改正などを「法令編」「知識編」「データ編」としてまとめており、煩雑になりがちな運行管理関係の法令知識をお手元で確認していただくのにとっても便利です。

スケジュール欄も充実しており、また、2022年版から月間カレンダーにおける祝日や交通に関するこよみの文字を大きくしましたので、より読みやすく、日々の運行管理に役立つ手帳となっております。

【詳しくはこちら↓】

<https://2014unkoukanridiary.jimdo.com/>

---

■【好評発売中】単行本『心のまなび』から考える交通安全教育』

---

※仕様 A5判／240ページ／表紙カラー刷、本文一色刷

※価格 2,200円（税込・送料実費）

※著者 金光義弘（川崎医療福祉大学名誉教授・NPO法人安全と安心 心のまなびば理事長）

本書は、心理学者である著者が、長年の研究と実践で培った知識と経験をもとに、現在の交通問題についての様々な提言をまとめた一冊です。

「健康なくして 安全なし」と言われるように、ストレスや健康管理ミスが交通事故の原因になることも少なくありません。本書では、このような問題に対して健康心理学の視点から取り上げており、どうして健康を害すのか、ストレスが溜まるのかを理解することができます。

提言はリスクマネジメントの基本からこれからの交通社会を担う子どもの安全教育まで、幅広いジャンルに渡ります。また、事業所で実施できる対処法も紹介していますので、職場での交通安全教育にも最適の一冊です。

【詳しくはこちら↓】

<https://bit.ly/3CPIvKr>

---

【事故防止メルマガ「Think」のバックナンバーはこちら↓】

<https://goo.gl/duF5ws>

本メールマガジンは、名刺交換をさせていただいた方々にも送信させていただいております。今後、メールマガジンの購読を希望されない場合は、お手数ですが下記アドレスまでご連絡をいただきますようお願いいたします。

(令和3年10月18日送信)

※本メールは「MSゴシック」などの等幅フォントで最適に表示されます。



～人と車の安全な移動をデザインする～

シンク出版株式会社

大阪市北区天神橋1-7-15 ビアリッツ天神橋501

TEL 06-6809-1989

FAX 06-6809-1984

Eメール [mail@think-sp.com](mailto:mail@think-sp.com)

URL <http://www.think-sp.com/>

